

スギ				ヒノキ			
長さ m	末口 cm	中値 1m <sup>3</sup> 単価	摘要	長さ m	末口 cm	中値 1m <sup>3</sup> 単価	摘要
3m	14	14,000	柱目3.5寸取	3m	14	19,000	柱目3.5寸取
	16~18	18,000	柱目4寸取		16~18	32,000	柱目4寸取
	20~	18,000	中目		20~	25,000	太角目
4m	12~13	13,000	母屋取り	4m	12~13	15,000	母屋取り
	14	16,000	土台目3.5寸取		14	24,000	土台目3.5寸取
	16~18	18,000	土台目4寸取		16~18	28,000	土台目4寸取
	20~22	18,500	中目		20~22	25,000	中目縁甲取
	24~28	19,500	中目		24~28	24,000	中目
	30~34	20,000	二番玉節少		30~34	24,000	二番玉節少
6m	36~	20,000	根玉選木	6m	36~	30,000	根玉選木
	16~18	—	通し柱4寸		16~18	34,000	通し柱4寸
	20~22	—	通し柱太角		20~22	32,000	通し柱太角

# 水窪町森林組合だより



## 令和3年度決算報告

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益		
1 事業総収益	290,654	
2 事業総費用	214,025	
事業総利益		76,629
II 事業損益		
事業管理費計	80,045	
事業利益		△ 3,416
III 経常損益		
事業外損益	5,888	
経常利益		2,472
IV 特別損益		
特別損益	196	
税引前当期純利益		2,668
法人税等		803
当期剰余金		1,865
前期繰越剰余金		1,788
当期末処分剰余金		3,653

## 第71回通常総代会の開催

第71回通常総代会が令和4年6月24日に水窪文化会館ホールにて、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、規模を縮小しての開催となりましたが、総代43名が出席、書面決議106名、委任状15名、総数164名の過半数にて全議案が可決承認され、無事終了致しましたので、ご報告いたしますとともに、組合員の皆様には、今後とも引続き事業にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

役職員一同



ホームページQRコード

## 販売品のお知らせ

### 椎茸栽培 始めませんか？

椎茸駒を打つ原木です。長さ90cmで太さは10cm前後から20cmまでのコナラの木です。1本から販売可能。表示価格は税込価格です。2月末までに注文をお願いします。数量限定販売のため、売切れ次第終了となります。

椎茸原木 500円/本 駒入れ 900円/本  
来年の3月末から順次配送いたします。  
町外は送料を別途いただきます。



生しいたけは、焼いて食う!!最高!!

椎茸駒種 一森一(森121) 春に多く収穫できる品種  
にく丸(森290) 秋に多く収穫できる品種  
クリタケ・ナメコ

販売価格 1,000個/袋 3,740円  
100個単位で小売可能 430円  
仕入価格により値上げする可能性があります。



ナメコのお味噌汁は格別! クリタケも汁物や鍋に!!

### 各種苗木の注文を賜ります。

苗木 山行苗木(スギ・ヒノキ・コナラ)注文を受付ます。  
果樹(栗、柿、梅等)の苗木注文もお受けしますので、購入を予定されている方は 2月末までに注文をお願いします。

## お知らせ

### 組合出資証券の名義変更等について

山林の相続、贈与、売買等で名義を変更された際には、森林台帳変更、出資証券の名義変更の手続きをお願いいたします。

名義変更の申請用紙は、ホームページの各種申請様式からもダウンロードできます。

山林の相続、売買、住所変更等された組合員の方は、ご連絡をお願いいたします。

森林のご相談は

水窪町森林組合までご連絡ください。

〒431-4102

静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方248-1

Tel: 053-987-0035 Fax: 053-987-1018

Email: misakubo-shinrin@po4.across.or.jp



## 組合長よりご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。例年になく早い梅雨明けとなり、日ごとに暑さ（猛暑）のつるこの頃ですが、お変わりなくお過ごしのことと存じます。日頃より組合員の皆様には、組合運営に関しまして深いご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

一昨年来猛威を振るってきました新型コロナやロシアのウクライナ侵攻が下振れ要因となり、回復ペースが鈍化し、インフレ圧力の強まりや材料・部品の調達制約が企業活動や消費の重しとなっております。この様な状況下において、防疫と経済活動の両立で進んで参りましたが、ウクライナ情勢の悪化や円安進行による物価上昇圧力が強まることから、実質賃金と消費の回復ペースは大きく落ち込むとみられます。更に、国内の林業を取巻く環境は依然として厳しく、最近、森林所有者から相続や山林売買の相談が多くなりました。子や孫に相続された森林等の場所が分からない、管理が出来ないといった事例が多く、空き家、耕種放棄地など財産の考え方の変化もあり全国的な課題として取り上げられています。

この様な問題に関し、令和6年4月から相続登記が義務化されることになりましたが、個別に義務違反が問われるのは早くとも令和9年からとなるようです。相続や譲渡で山林等の名義が変更された場合は、早急に法務局に届出、組合にも連絡頂くようお願い致します。何れにしても、我々が管理する山林が「宝の山」となればこの様な問題は解決すると思えます。

さて、第71回通常総代会も天竜区長・袴田雄三様を始め、関係者の皆様にはご多用のところご臨席を賜り無事終了する事ができました。当組合の令和3年度に於いての事業総収益は、290,654千円となり対前年比92%となりました。災害による基幹林道の通行止め、従業員の退職、労災事故による事業運営に時間を要したことや、長年の懸案事項でありました組合員の賦課金徴収を休止したことも相まって、事業損益に於いてマイナス3,416千円を計上する厳しい結果と成りました。

しかし、事業外損益に於いて、機械リース支援等の補助によって5,888千円の益による経常利益で2,472千円の黒字を計上出来ました。部門別では、販売事業において約2,000m<sup>3</sup>の素材生産を3,188千円で実施、森林整備事業は森林整備センターによる複層林誘導伐など75,115千円、公共事業関連に於いては、71,115千円など事業実施致しました。全体に於いて、黒字決算といえ、事業損益でマイナス決算を生じてしまったことは、組合事業の存在が問われる深刻な事態であると役員、職員等受け止めなければなりません。この様な厳しい状況下でありましたが、組合員各位はもとより、関係者のご理解とご支援により事業にあたった職員及び現場技術員の熱意と努力に感謝し、一層の努力をお誓い申し上げ、ご挨拶といたします。

夏休み 来るべき君を 待ちまうけ 正岡子規

令和4年夏月 代表理事組合長 熊谷啓司

## みさくぼ路の里より

みさくぼ路の里では、乾し椎茸や季節の地場産品を販売しています。贈答用もご要望に応じて承ります。林業用品も取り揃えていますので是非ご利用下さい。最新情報はホームページをご覧ください。



香の葉・柿



乾し椎茸



水窪じゃがた



梅漬・みそ・金山寺

ご注文・お問い合わせは、みさくぼ路の里（売店）まで  
電話 053-987-1921  
営業時間 9:00~17:00

定休日は毎週水曜日・日曜日  
スタッフ一同 お待ちしてます!!



乾物・駄菓子など



スウェーデントーチ

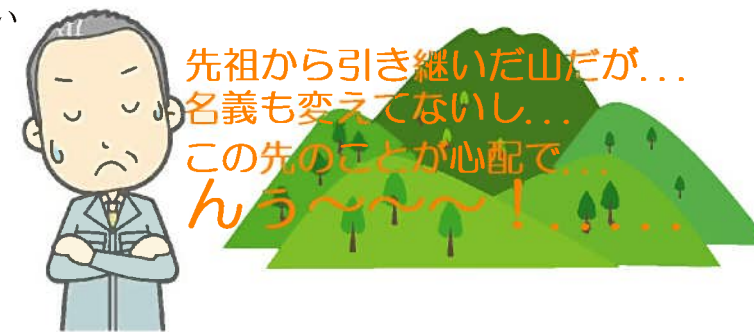
## 司法書士 無料相談会を開催します

### ◆山林や土地、建物の相続の登記

- ・相続人のひとりが行方不明
- ・未成年者の相続人がいる
- ・遺言を書きたい
- ・相続登記の費用はどのくらい？
- ・山、畑、宅地の名義がひい爺さんのまま
- ・親族同士、知人間で山林などを譲渡や売買したい

### ◆高齢者や障害者の生活支援

- ◆親族・ご近所とのトラブル
- ◆身近な金銭トラブル



日時 令和4年 7月29日(金)  
8月26日(金)  
9月30日(金)  
10月28日(金)  
11月25日(金)

場所 水窪町森林組合事務所2階

時間 13時から16時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用でご来場ください。



無料

※予約が必要となります。事前に電話でご連絡ください。

## 相続登記制度が新しくなりました (令和6年4月1日スタート)

Q1 法律が変わり、不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されると聞いたのですが、なぜですか？

所有者が亡くなったのに相続登記がされない、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった問題が起きています。この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、令和3年4月、成立し、相続登記が義務化されました。



Q4 制度がスタートした後、不動産を相続したとしたら、どのような登記をすればよいでしょうか？

相続人の中で遺産分割の話し合いがととのった場合には、その結果を踏まえた登記をすることになります。

話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続をとることで、義務を果たすこともできます。

この手続は、自分が相続人であると申告して、それを示す戸籍を出せば、一人で行うことができます。(令和6年4月1日からスタート)



Q2 長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか？

相続登記が義務化される制度は、令和6年4月1日からスタートします。また、相続登記の申請については、制度のスタートから3年間の猶予期間があります。



Q5 不動産登記について、相続登記制度以外にどのような見直しがされていますか？

①所有名義人となっている不動産の一覧を、相続人等に証明する制度や、②登記簿上の所有者の住所等が変わった場合に、その申請登記を義務化する制度などが導入されます。

これらは、令和8年4月までにスタートします。(具体的な時期は今後決められます)



Q3 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか？

新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

例えば、関係者が多くて必要な資料を集めるのが難しい場合などは、罰則の対象になりません。



Q6 相続登記について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

お近くの法務局や登記の専門家である司法書士などにご相談ください。

また、相続登記を推進する様々な取組を、法務省の専用ページで情報提供しています。

(法務省ホームページ参照)

